



〒530-0043 大阪市北区天満1丁目6番8号 六甲天満ビル801  
管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781 FAX(06)6881-0782

## 次年度方針をめぐる 組合員公開検討会

次年度の大会方針について、執行委員会では、今年3月から検討を始めています。方針案をめぐり6月執行委員会で「案」について検討を始めました。

管理職ユニオン・関西の今後の方向性について影響することになりますので、公開検討会を設けることにしました。組合員のみなさん、ぜひ参加ください。



日時 8月17日(土) 13時～14時、組合事務所

※機関誌327号(7月6日発行)に同封の「案と資料」をお持ちください。

## 暑気払いで、猛暑に対抗しましょう!!

祇園祭・天神祭りも終わりましたが、異常気象で連日猛暑が続いています。体力消耗も激しいですが、事務所で一杯やり元気をもらいましょう。



- ★8月17日(土) 16時、
- ★組合事務所
- ★参加費500円

- 飲みものと(ビールとお茶)つまみを用意します。
- 差し入れ大歓迎です!

暑中お見舞い  
申し上げます

# 今後も会社に対して元職復帰および 合理的配慮の提供を求めて闘い続けます！

組合員 M・K

私は、阪神動力機械株式会社（大阪市此花区四貫島 2-26-7 代表取締役 田中渉）に勤務しております。5 年程前に上肢下肢に障害を持ちましたが、昨年 4 月に病状が再発して入院するまでは管理職として健常者同様に勤務して参りました。昨年 5 月に入院中の私に向けて、代表取締役の田中渉社長から障害者差別的な発言があり、その後、会社は私の障害や休職リスクを理由として、減給・降格を伴う未経験職への人事異動および在宅勤務を発令し、私の机も職場から撤去しました。

この状況に疑問を感じ、労働組合である管理職ユニオンに助けを求めました。現在は、元職復帰と合理的配慮を求めて、これまで 4 回の団体交渉を実施しました。



3 月 6 日に実施した 3 回目の団体交渉では、退院後 7 ヶ月以上経過しているにも関わらず、会社が入院していた病院の担当医との面談を要求してきました。理由は、会社が昨年 12 月に面談した私の主治医が専門外であると判断したからです。もちろん、会社には医学的な見地がありません。これに対抗することもできましたが、前に進ませるため、主治医と入院先の担当医から「従前の就労と通勤が可能である」との診断書を取得し、会社に提出しました。これまで会社は 12 月の面談で主治医が私の就労と通勤の判断ができないと言っていることを主張しましたが、それが事実でないことを主治医の診断書に記載してもらい、会社側の主張の虚偽性を明確にしました。

その後、会社と入院先の担当医との面談が行われましたが、医師は診断書に書かれた範囲で私の就労能力等に関する肯定的な意見を示しました。

これを受けて、会社は私に対して改めて医師に質問状を送付するように依頼してきましたが、その内容は既に診断書に記載されている内容と重複し、私の体調不良の度合いを会社が勝手に判断しようとする基準を求めるなど、極めて不当なものでした。会社へ質問状の送付依頼を断り、元職復帰と合理的配慮を求めて 4 回目の団体交渉を申入れしました。

6 月 4 日に実施した 4 回目の団体交渉では、会社から 6 月 25 日から未経験職での週 2 回短時間の勤務を伝えられました。これはリハビリ的なものであり、元職復帰に向けてのスタートと考えています。しかし、業務内容は主に PC 入力作業で、手に障害がある私には適していません。診断書には従前の就労が可能と記載されているにも関わらず、会社はそれを軽視して、元職ではアウトソーシングなど体制を整えており、

私を元職に復帰させる余地がないと主張していました。会社は未経験職場が PC 入力作業ばかりではないと主張していましたが、細かく業務内容を確認するとどれもキーボードやマウス操作が必要な業務ばかりであり、PC を使わない業務は年に 1 度だけ発生する業務でした。

さらに、会社は私に対して 29 項目の問題行動リストを提出してきましたが、その内容は私の部下のミス、入院中の出来事や単なるお気持ち表明など、私を貶めるための誇張表現や捏造に満ちており、裏付けも不十分であると言えます。



現在は、週 2 回の短時間勤務として働いています。会社に要求していた合理的配慮は、スロープ設置が完了しました。以前は社内で車椅子を利用せず杖で歩行していましたが、現在は車椅子で社内を移動することができます。

一方、就労は想像通りに勤務時間のほとんどが単純な PC 入力作業になります。誰かの指示を受けなければ業務を進めることはできません。また、障害適性がない作業のため、就労後しばらくは、指や手首、上腕に脱力感や痛みが残ることがあります。従前の管理職から障害を理由としてこのような業務に配置されたと認識しており、これは明らかに障害者差別であり、パワーハラスメントに当たると考えています。

そんな中、阪神動力機械株式会社は、SDGs サステナビリティと称して障害者の雇用を促進しています（右記）。経営理念にも「人を育てる能力を生かす企業」を掲げています。会社が私に行っている障害や休職リスクを理由とした減給・降格を伴う未経験の職場での補助的な業務の人事異動および在宅勤務は、これらの立派な方針に反するものになります。

【人材の多様性】の一項として  
・障がい者の就労機会の提供という社会の要請に応え、また多様な人材の確保の為に障がい者に対しても広く雇用機会を提供

このような会社の不当な行為に対し、組合の皆様には、これまで多大なるご支援を賜り、心から感謝しております。特に、団体交渉の場での的確なアドバイスや法的知識に基づいたサポートは、私にとって大きな支えとなっています。

現在のところ労働組合の加入によって、会社が私に発令した減給及び在宅勤務は、事実上撤回されています。逆に会社の立場になると労働組合に加入した私を元職である経理や人事情報に関与する管理部門の管理職には絶対戻すわけにいかないと想像しています。

今後も会社に対して元職復帰および合理的配慮の提供を求めて闘い続けます。皆様のご理解とご協力を引き続きよろしく願いいたします。今後とも皆様の温かいご支援を心からお願い申し上げます。

# 委員長と臨んだ団交への感想文



組合員 T・O

この度は、無事、解決金を前職会社から勝ち取る手助けをいただいた仲村委員長に感謝します。

仲村委員長は、終始、論争において相手にじっくりと考える隙を与えず、圧倒的な言葉と正義感の圧力で挑んでおられたので、傍、圧勝という感じでした。

前職のような新人を痛めつけて思い道理にさせるような、中小零細時代遅れパワハラ会社が一刻も早く日本からなくなり、自由と公平さと平等なコミュニケーションが社会の基調となる希望の目を感じました。

仲村委員長は、豊富な経験から、相談させていただいた段階から、的確で、特に都合よく早まりがちな私の独断をいなし、客観的意見をくださいました。

労働者が強くなれば、国や世界も強くなるはずですが。そのような世界からは正しいブレーが選ばれずははずです。一人一人が慎ましい自信と誇りを持てれば、地球環境を金目で破壊する自爆行為もなくなっていくでしょう。

そういう意味で、労働者の権利回復（あえて回復という言葉を使ったのは、抑圧が本来の姿ではないという意味です）は、単に個人の尊厳にかかわるだけでなく、全体的なことでもあるとおもいます。福沢諭吉が言ったように、個人が独立して初めて全体が成り立つのです。

日本人にありがちな全体のために個が黙れ、という世界は変えていかねばならない。それではいつまでも全体本来の意味での統合ではない衆愚となってしまふ。

権利の主張を女々しいとか馬鹿と思ってはいけな。多数の圧に負けて黙っているほうが、女々しい。物事の是非は多数決ではない。いくら多数が賛成していても間違っていることはある。

歴史はそのような積み重ねであった。

終わりに、仲村委員長の勇姿には感動しました。氏の力強い後継者と、ユニオンがこれからも正しく運営されながらも、より広く認知され、労働者のみなさんを強くしてくださいることを願ってやみません。今回はありがとうございました。

---

(追記) 6月28日(金)午後2時からの団交のため、東広島市西条(JR西条駅)まで行ってきました。Oさんは35歳の労働者で、入社後3ヶ月の使用期間中の解雇事案でした。この日の1回の団交で、解決金による会社都合退職で決着しました。

広島県福山市在住のお父さんが元組合員でした。その紹介で電話相談に応じていたのです。新幹線広島駅から戻る方が早く、帰りは広島駅付近で懐かしい友人と10年ぶりに会い一杯やりました。(仲村)



# 最低賃金(時給) 目安額50円引き上げ

厚生労働相の諮問機関、中央最低賃金審議会の小委員会は7月24日、最低賃金の目安を全国平均で1,054円すると決め、25日に答申をしました。

岸田首相は「過去最大の上げ幅となった今回の最低賃金の力強い引き上げを歓迎したい」と述べたとありました。急激な物価高から見れば“力不足”の伸びであると思います。労働組合が闘わずお願い路線なら「この程度か」という政労使会談であったのでしょうか。

最低賃金は全国一律ではなく、都道府県ごとに異なっています。現状は都道府県をABCの3グループに分けて決まっています。50円引き上げの目安額をもとに、各地方の審議会で決まることになっています。適用は10月中になるとのことです。

中小零細企業で働く多くの労働者にとっては、賃上げにもついていけず、最低賃金のアップも大変という企業も多いのです。格差がますます広がるが、そうならないような中小零細企業に対する国の政策が必要であるのです。

内閣府によると、22年のフルタイム労働者の賃金中央値(※)に対する最低賃金の比率は、日本が45.6%。フランス60.9%、イギリス58%、ドイツ52.6%を下回っています。まだまだ日本の最低賃金は、低いということです。

23年度 目安額		23年度 目安額	
A地域	埼玉 1028円	B地域	奈良 936円
	千葉 1026		和歌山 929
	東京 1113		島根 904
	神奈川 1112		岡山 932
	愛知 1027		広島 970
	大阪 1064		山口 928
B地域	北海道 960	C地域	徳島 896
	宮城 923		香川 918
	福島 900		愛媛 897
	茨城 953		福岡 941
	栃木 954		青森 898
	群馬 935		岩手 893
	新潟 931		秋田 897
	富山 948		山形 900
	石川 933		鳥取 900
	福井 931		高知 897
	山梨 938		佐賀 900
	長野 948		長崎 898
	岐阜 950		熊本 898
	静岡 984		大分 899
三重 973	宮崎 897		
滋賀 967	鹿児島 897		
京都 1008	沖縄 896		
兵庫 1001	全国平均 1004	50	

※数字のデータを見る時は、「平均値」が使われることが多いですが、中央値で年収を見ると、平均値で見るとよりリアルな現状がわかるとあります。

平均値が全体の中の真ん中となる数字から離れてしまうのは、突出して年収の高い富裕層が平均年収を吊り上げてしまいます。中央値だと、年収を低い順(または高い順)から並べた時のちょうど真ん中に来る年収になりますので、極端に年収の高い人、低い人に引っぱられることなく、より実際の数字に近いといえます。2023年2月の年収の中央値は約396万円でした。

私は通勤の電車の中で本を読むか、居眠りをしている。先日、1963年発行の岩波新書「労働者の法律問題」(後藤昌次郎著)の第二章団結権の中で、『旧労組法では差別待遇の不当労働行為は、罰則で禁止されていた。だから使用者もむやみと組合員の首を切ることができなかった。昭和二十四年の労組法改正は、その刑事責任を免じ、労働者や労働組合から救済を求める現行の制度に代えたのである。使用者は、処罰の不安なく、労働者を解雇できるようになった』『差別待遇が不当労働行為とされるのは、労働者の団結に対する侵害だからである』とあった。旧労組法を調べてみた。

旧労組法十一条で、解雇を含む不利益扱い、黄犬契約(雇用条件に組合加入しないこと・脱退すること)が禁止され、三十三条で「第十一条の規定の違反ありたる場合に於いてはこの行為をなしたるものは六月以下の禁固又は五百円以下の罰金に処す。前項の罪は労働委員会の請求を待ってこれを論ず」と罰則規定がありました。

(仲村)

不当労働行為には、罰則規定があった。敗戦後、一九四五年十二月二十一日交付の労働組合法

## 6・17 京都3事件併合裁判 京都地検の論告・求刑 関西生コン・武建一前委員長と現委員長に、恐るべき反動の論告！ 作り上げられた「恐喝事件」？で、検察側＜懲役10年＞を求刑！

「ストライキを背景にした要求は恐喝」とする検察の一方的主張で事件化された〈関西生コン京都3事件併合〉に関して、6月17日京都地裁での京都地検による論告・求刑があった。関生支部武前委員長と湯川現委員長共に＜懲役10年！＞という労働運動では異例の超重刑が求刑された。

82ページに及ぶ「論告要旨」、これは憲法28条の労働三権を踏みにじっている。労働組合法の「労働組合の争議権」を全面的に否定している。一旦争議に入れば、「業務の正常な運営を阻害」することによって要求を実現する手段としての争議権を、骨抜きにしようとするものである。まさに戦前高等検察時代にも見られないほどの悪質極まる論告であり、一斉に憤激の声が上がっている。労働組合組織を背景にして、労働条件等の改善要求全般を「犯罪」と決めつけた、恐るべき権力の反動姿勢である。

論告では「プラント監視活動やストライキへの協力を呼びかけるなら多数で行うは必要ない」、「長時間シュプレヒコールを上げる等迷惑かつ非常識な行動を行っている」、「関生支部のストライキは出荷妨害が目的」等を論拠の基準に上げているが、論告の主張は、労組の団体行動権・争議権そのものを全否定する不当極まるものと言わなければならない。

論告は「一般に使用者に対して社会的劣位にある労働者を保護するのが労組法の刑事免責の趣旨であるが、関生支部は組織力・動員力を背景に京都生コン協組を畏怖させ、意のままに支配していた」として生コン産業界を恐怖支配していたと決めつけ、これまでの関西生コン支部での一連の業界再建での姿勢を、無理やりに暴力的振る舞いであるとするでっち上げ文言で埋め尽くしている。

しかし3つの事件のうちでも、ベストライナー社および近畿生コン事件の労組への解決金支払いは、京都生コン協組の理事会の決定をもって行われたまさに正当な手続きによるもので、当事者から警察への訴えの事実すらないというまさに架空の事案でしかなかった。

それを＜検察の妄想＞と多くの言いがかりの言説で後付けし、仕立てたというまさに恐喝事件のデッチ上げでしかない。司法をふくめてこの国の公権力に連なる層の恐るべき反動姿勢はいよいよ露わになろうとしている。最大限の警戒を呼びかけたい。

歴史的弾圧の中で、関西生コン運動が蓄積してきた中小企業との「一面闘争・一面共闘」路線は、セメントメーカーやゼネコンと対等取引をすることによって、労働者の賃金をはじめ労働条件向上の原資確保を生み出してきた。中小企業における日本労働運動の再生の形である。



警察・検察一体となった弾圧は、関西生コン運動の破壊である。この弾圧をはね返すためには、対抗手段として破壊された産別労組再生と、協同組合の再建である。困難であったとしても挑戦することであるとする。



執行委員長 仲村実

# 組合員交流会/映画鑑賞会 映画を観よう 「MINAMATA - ミナマター」

日時：8月16日(金) 午後7時から2時間程度

場所：組合事務所にて



## 〈解説・あらすじ〉

映画『MINAMATA-ミナマター』の主人公アメリカの写真家ユージン・スミス氏は、日本の四大公害病の一つである「水俣病」を世界に伝えた写真家でした。彼は水俣市と東京都内を行き来しながら、患者らの後押しを受けて撮影を続けました。ユージンさんの妻であり、一緒に水俣にきたアイリーン・美緒子・スミスさんも、ユージンさんとともに熊本・水俣で3年間暮らし、水俣病患者や家族たちを撮影し続けました。彼らは写真集『MINAMATA』を通じて水俣病の実態を世界に知らしめました。

1971年、ニューヨーク。ユージン・スミスは戦争写真家として高い評価を受けていましたが、酒浸りの毎日で離婚した妻との子供からも見離されていました。彼は日本語通訳のアイリーンから、日本で起きている公害事件の写真を撮り世界に広めて欲しいと求められます。最初は断りましたが、アイリーンの情熱と住民たちの苦しみを目の当たりにし、ユージンは取材を始めます。

熊本県水俣市を訪れたユージンは、住民たちが特異な神経症状に苦しんでいることを知ります。原因は株式会社チツソが運営する工場が水俣湾へ排水している水に含まれた水銀なのではないかと疑われていました。その当時、水俣病患者は、非常に厳しい状況に置かれていました。汚染された魚介類を摂取することで手足の震えや麻痺、歩行困難などの中毒症状を引き起こしました。身体的な苦痛だけでなく、社会的な孤立や差別にも直面しました。多くの被害者が仕事を失い、経済的困窮に陥りました。また、病気の原因が明らかになるまで、奇病として恐れられ、地域社会からの理解や支援が得られにくい状況でした。ユージンとアイリーンは住民たちの写真を撮り、公害問題を世界に訴えるために奮闘します。映画はユージンの取材活動や住民たちの闘いを描き、水俣病という社会問題に光を当てています。それは現在の原発問題にも共通する点があるように思います。どちらも経済成長や産業発展を優先するあまり、環境や健康への影響が軽視されています。水俣病が起こったとき、経済発展のため化学工業が地域経済にもたらす利益が重視され、被害に関して迅速に対応することができませんでした。同様に、原発再稼働でもエネルギー供給の安定を優先し、安全への視点が軽視されています。

映画の最後には、世界中の公害や環境問題の写真資料が流れます。映画『MINAMATA-ミナマター』は、水俣市で実際に起こった環境汚染がもたらす深刻な影響を描いて、警告を発しているといえます。

水俣病患者は、今もなお神経障害や慢性的な痛みなどの症状に苦しんでいます。多くの被害者がまだ認定基準が厳しく公式に認定されておらず、適切な補償や医療支援を受けられていない状況があります。水俣病は、現在もなお続いている問題です。

製作 2020年、米、115分、配給ロングライド、アルバトロス・フィルム  
QRコードを読み取って頂きますと、この映画の予告編をご覧になれます。➡



案内

## 第 35 回コミュニティ・ ユニオン全国交流集会 in 大阪

日時 10月5日(土)午後  
～6日(日)昼まで

場所 エルおおさか

### 核ごみ調査 8/1 報告書了承— 経産省審議会(8/2 朝刊)

原発の運転で生じる高レベル放射性廃棄物(核のごみ)の最終処分場の選定に向け、北海道寿都町と神恵内村で実施した原子力発電環境整備機構(NUMO)の「文献調査」報告書が了承され、具体的な調査をする候補地とされた。原子力発電再稼働・新規建設という現政権のもと、「核ごみ」処分地：地下300mで数十万年管理するという壮大な計画のスタートである。絶対阻止である！

※機関誌326号「核のごみ、文献調査を受け入れている北海道寿都町・神恵内村を訪ねた」仲村報告を参照してください。



### 組合活動に参加を！ 協力していただける方、連絡ください。

- 機関誌編集者：集まった記事に、見出しを付けカットを挿入し編集する。
- 機関誌連載記事担当者：時事問題、エッセイ、川柳などを書いてもらう。
- レクリエーション担当者：ハイキングの計画、呼びかけ、案内をしてもらう。